

松戸市農業委員会総会議事録

令和3年11月12日

令和3年松戸市農業委員会11月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年11月12日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
5番	山室一美	6番	山口輝雄
7番	岩佐忠夫	8番	椿唯司
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

3番 齋藤 香

1. 関係課出席職員

農政課長	加藤 広之	主任主事	杉崎 慶太
------	-------	------	-------

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野 衛	事務局長補佐	榑 孝弘
主幹兼係長	古山 和幸	主幹兼係長	武井 博子
主任主事	花村 理恵		

開会 午後 3時00分

議長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和3年11月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号9番、鈴木榮一委員、議席番号10番、渡邊洋子委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議長 本日の議案は、第1号から第5号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について農政課長、よろしくお願いたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件2件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は金ケ作、現況地目は畑で、面積は1,239平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、大根を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

小暮委員。

小暮推進委員 推進委員の小暮です。

農政課長の説明でよく分かりました。農業指導員の〇〇さんは、3月まで農家組合の組合長を務めており、農業をよくやっているので、賛成したいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

今、小暮推進委員がおっしゃった〇〇さんというのは、借受者と何か関係があるのでしょうか。

事務局 事務局のほうからご回答いたします。

借受者に対する農業指導員ということで、〇〇さんという方がバックアップをするということを知っております。

議 長 山崎委員、よろしいでしょうか。

山崎推進委員 はい。

議 長 それでは、小暮推進委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります湯浅孝一委員はここで退室をお願いいたします。

(湯浅(孝)委員退室)

議 長 それでは、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 続きまして、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は4,646平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ブロッコリー、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅(雅)推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

借受者は、すぐそばで耕作しておりますので、畑の管理もしっかりしておりますので、私は原案に賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいた

しました。

ここで、湯浅孝一委員の入室を認めます。

(湯浅(孝)委員入室)

議長 農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議長 それでは、議案第2号の1番 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号6番、山口輝雄です。

去る11月1日月曜日、議案第2号、3号、4号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊洋子第2審査会副会長をはじめ、加藤一郎農業委員、平川正俊推進委員、湯浅清推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由などを再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については5ページから6ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の5ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は998平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は売買に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模の拡大です。

譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が困難なためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は3万3,336

平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、耕作従事日数は、構成員4人で1,000日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車3台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ハウレンソウやエダマメの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号の1番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま山口座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいまの説明、よく分かりました。譲受人は一生懸命農業をやっているのです、賛成したいと思います。お諮りお願いいたします。

議 長 ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番は、許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の2番について、説明をお願いいたします。

山口座長、ご報告をお願いします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号の2番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については7ページから8ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の7ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は359平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業経営維持のためです。

譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が困難なためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております、経営面積は3万5,823.46平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、耕作従事日数は、構成員4人で390日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、トラクター2台、草刈り機1台、動噴2台を所有しております。

申請地の営農計画では、柿の栽培を行うとのこと。今後、柿の植付け本数を増やしていくとのことでした。

以上、審査会では、議案第2号の2番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま山口座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山室委員。

山室委員 議席番号5番、山室一美です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま山室委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番は、許可することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議長 続いて、議案第3号の1番 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については9ページから15ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

申請理由は、申請者は現在申請地の隣地を貸駐車場として運送会社に賃借していますが、隣地賃借人より、事業拡大のため駐車場が必要との要望があったためです。

施設の概要については、大型車16台、中型車4台の貸駐車場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、南側は高さ110ミリメートルのL型擁壁、その他の周囲は435ミリメートルの土留め鋼板を設置し、砂利の流出を防ぎます。

審査会では、申請地の賃借人は運送会社であり、車両の出入りが深夜に及び、近隣住宅へ騒音などの影響が懸念されるとの意見が出されました。これに対し、近隣住宅を配慮した駐車スペースの配置をすること、また、転用後のトラブルについては対処するとの回答を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、松戸市が管理する水路に橋を設置し、出入口とするため、松戸市法定外公共物占用許可の申請をし、許可を得ております。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところ です。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事

業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま山口座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 はい、推進委員の横山です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議長 ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号の2番について説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号の2番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については17ページから22ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の17ページのところでございます。

申請理由は、申請地の近隣で貸駐車場を営む不動産業者より、貸駐車場が必要との要望があったためです。

施設の概要については、普通車36台の貸駐車場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側は既設のブロックフェンスを利用し、そのほかは敷地境界線から少し離して、単管パイプに砂利止め板を設置し、砂利の流出を防ぎます。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第3号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山口座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議長 続いて、議案第4号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の7ページ、議案参考資料については23ページから27ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の23ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は東葛エリアを中心に個人事業として土木工事関連の事業をしています。令和2年に申請地南側の土地を取得しましたが、建築資材などが増え手狭となったことから、隣接地である申請地を借り受け、資材置場用地として利用するためです。

施設の概要については、車両10台の駐車場及び砂置場、砕石置場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲を1.2メートルの単管パイプで囲います。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分について、申請地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内に位置する農地であることから、第2種農地と判断をいたしました。

以上、議案第4号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ただいま山口座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会の意見に賛成したいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第4号の2番、3番、4番については関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第4号の2番、3番、4番についてご説明します。

議案書の7ページ、8ページ、議案参考資料については29ページから37ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の29ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は主にトラック、バスの販売、買取り、修理、リース業を営んでいます。宅配業務の需要が増えたことにより、配送用のトラックの需要が増え、販売する車両を確保するための駐車場を確保する必要があることから、申請地を借り受け、貸駐車場として利用するためです。

施設の概要については、大型車29台、中型車18台の貸駐車場です。

整地については、全面砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は高さ1.5メートルの柵と0.5メートルの板を設置し、砂利の流出を防ぎます。

審査会では、駐車台数の根拠について質問したところ、今後の販売台数を見込むなどの説明により理解をすることができました。

しかし、現地調査の結果、一部砂利敷きとなっている箇所が見受けられました。この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。この農地法違反について、審査会として

始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、申請者の父が当該申請地に砂利を敷き、資材置場として使用をしており、農地法の手続が必要であることを知らないまま相続をしたとのことで、今後、このようなことのないよう十分留意し、この不始末に対し配慮を求める内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分について、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の2番、3番、4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山口座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番、3番、4番につきましては、許可相当と

の意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第5号

議 長 続いて、議案第5号 松戸市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正についてを議題といたします。

特別審議会で検討した結果についてご審議いただくものです。

本日、令和3年11月12日の午後に、特別審議会を開催し審議した結果について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 議案書9ページ、議案第5号 松戸市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の改正について説明いたします。

今回、総会の議案提出理由につきましては、全国農業会議所及び千葉県農業会議の実施要領に、農業委員会総会等で実施要領を決定した上で対応することとされていることから、お諮りするものです。

議案参考資料の39ページから47ページまで、実施要領の改正内容についてご説明をいたします。

議案参考資料39ページをご覧ください。

改正前が左の表の中、改正後が右の表の中に記載され、改正された箇所が朱書きとなっております。

第1条、この要領の趣旨について、「荒廃農地」という表現を「遊休農地」に変更しました。

今回の改正では、実施要領の全ての項目において、同様に「荒廃農地」から「遊休農地」に表現の変更をしています。これについては、お手元の黄色い資料、千葉県耕作放棄地対策マニュアルの抜粋が黄色い資料の裏面に記載がございます。今まで、耕作放棄地については、法令等により、「遊休農地」や「荒廃農地」といった様々な用語で定義されていましたが、令和3年から農地法においては、荒廃農地調査と遊休農地調査が統合したことにより、実施要領の中に記載のある「荒廃農地」は全て「遊休農地」に変更されました。

続いて、第2条、この要領における用語の意義について、遊休農地の定義の変更をしました。

第3条、実施期間を変更しました。今年度は11月から12月を予定しております。

41ページをご覧ください。

第9条、現地調査、こちらは附番の変更です。

43ページをご覧ください。

3の(2)市街化調整区域の調査は、農業委員に農地利用最適化推進委員が追加され、(4)エでは、遊休農地の判断について、千葉県耕作放棄地マニュアルを参考にするとの変更です。

改正前の第10条、荒廃農地の区分は削除しました。

45ページをご覧ください。

第11条は、条文番号の変更です。

第12条、調査結果の整理は、条文番号の変更及び1、利用意向調査を実施し、その農地の状況等について、速やかに農地中間管理機構に通知する。2、違反転用農地の指導、3、農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ農業委員会総会の議決により農地に該当しない土地と判断し、非農地通知書を送付した土地については、非農地通知一覧表に管理し、農地台帳から削除する、こちらを追加しました。

47ページをご覧ください。

第13条、その他は条文番号の変更です。

附則は、本日令和3年11月12日より施行すると追加しました。

今回の改正は、全国農業会議所の実施要領に沿った改正となっております。

以上、特別審議会で審議した結果の説明を終わります。

議 長 ただいま事務局より報告がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

事務局の説明でよく分かりました。特別審議会案を承認します。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、特別審議会案を承認するとの意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案を承認する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号につきましては、原案のとおり承認されました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書11ページ、報告事項1から、22ページ、報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、11ページから12ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、12ページの一番下の記載のとおり、9月分として畑14件、4,134平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページから15ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、15ページに記載のとおり、田5件、1,185平方メートル、畑24件、8,083平方メートル、合計29件、9,268平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項3 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、記載の1件を県知事宛てに送付しました。

次に、19ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より照会があり、1件の非農地回答をしました。

次に、21ページから22ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書10件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございました。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

これで散会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午後 3時55分